

令和7年2月28日

島根県健康福祉部高齢者福祉課 永瀬、吉田
TEL 0852-22-5240

旧ソ連抑留中死亡者の御遺骨を遺族に伝達します

旧ソ連抑留中死亡者埋葬地から帰還した御遺骨について、DNA 鑑定の結果、身元が確認されましたので、松江市在住の遺族に御遺骨を伝達します。

1.戦没者氏名 杠 源一（ゆずりは げんいち）様

2.御遺骨伝達式

- (1) 日 時 令和7年3月5日（水） 11時から（1時間程度）
- (2) 場 所 島根県職員会館 展示室（松江市内中原町52）
- (3) 御遺骨受領者 杠 良智（ゆずりは よしとも）様 （松江市）
※ 杠 源一 様の御遺族（甥）
- (4) そ の 他 御遺族に対する取材は、伝達式終了後、同会場にてお願いします。

3.特定に至った経緯

(1) 埋葬に係る関係資料概要

ロシア連邦ザバイカル地方「第513労働大隊」、「第520労働大隊ノボパブロフカ地区その1」、「第520労働大隊ノボパブロフカ地区その2」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に30名が登載されており、「第513労働大隊」、「第520労働大隊ノボパブロフカ地区その1」については埋葬図が提供されている。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省保管資料を照合調査した結果、「杠 源一」様が前述の埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

(2) 収容状況

平成13年7月6日から7月28日、平成30年7月23日から8月8日、及び令和元年7月23日から8月7日までの間、遺骨収集派遣団は、ノボパブロフカ村にある当該埋葬地に埋葬されていた45柱の御遺骨を収容した。

なお、「第513労働大隊」埋葬地は収容された12柱の御遺骨のうち2柱、「第520労働大隊ノボパブロフカ地区その1」埋葬地は収容された33柱の御遺骨のうち1柱、「第520労働大隊ノボパブロフカ地区その2」埋葬地は収容された12柱の御遺骨は全てが焼骨された状態で埋葬されていた。

(3) DNA 鑑定の結果

上記(1)(2)により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA 鑑定用の検体が採取できた29柱とDNA 鑑定を希望される御遺族との間で鑑定を実施したところ、平成30年7月30日に収容された御遺骨1柱から島根県在住の御遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「杠 源一」様の御遺骨と判明した。

1 旧ソ連等抑留者の概要

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

2 旧ソ連における遺骨の収集状況

- 収容遺骨数 約 21, 960 柱〔令和 6 年 11 月末現在〕

厚生労働省では、平成 28 年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 12 号）が成立し、令和 6 年度までの期間が遺骨収集に関する集中実施期間と定められたが、その後、新型コロナウイルスの影響により事業が計画どおり実施できなかったことを踏まえ、令和 5 年の通常国会で法改正がなされ、集中実施期間が令和 11 年度まで 5 年間延長されたところ。また、法改正を踏まえて見直しを行った「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（令和 5 年 7 月 28 日閣議決定）に基づき、計画的に事業を実施することとしている。集中実施期間の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいくこととしている。

3 戦没者等遺骨の DNA 鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、厚生労働省が保管している死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨の DNA 鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

また DNA 鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大や、DNA 鑑定の対象となる検体の採取部位の拡大を図り、更なる戦没者遺骨の身元特定に向けて取り組んでいる。

鑑定申請者数及び結果（令和 6 年 11 月末現在）

	鑑定結果数	判 明	否 定
全国	6, 439	1, 273	5, 166
島根県（申請者居住地）	63	20	43

（注）「否定」とは、申請のあった御遺族と当該埋葬地で収集された遺骨との間で DNA 鑑定を行った結果、親族関係を有する遺骨がなかった場合をいいます。

今回の「杠 源一」様は、島根県において 21 件目の伝達となります。